

日豪経済関係強化のための共同研究
（自由貿易協定の実現可能性
またはメリット・デメリットを含む）

最終報告書
（仮訳）

2006年12月

目次

第1章：背景	1
第2章：議論の概要	2
日豪の高度に補完的な関係	2
経済成長への貢献	4
包括的な戦略的關係の構築	4
両国關係の可能性の現実化	5
東アジアにおける共同体の形成	5
物品貿易	5
供給の安定確保（食料）	7
供給の安定確保（鉱物及びエネルギー）	8
投資	9
サービス	9
知的財産権	10
競争政策	10
透明性	10
紛争解決	11
政府調達	11
第3章：分析及び結論	12
別添 民間有識者の意見	14
別紙1：付託事項	
別紙2：共同研究参加者	

日豪経済関係強化のための共同研究
(自由貿易協定の実現可能性又はメリット・デメリットを含む)
最終報告書(仮訳)

第1章：背景

1. 日本とオーストラリアは、現在、かつてないほど緊密な関係にある。両国の関係は、両国が民主主義の価値観を共有していること、相互に対する尊敬の念、深い友情、及び戦略的な視点を共有していることに基づいている。両国関係は、政治・安全保障上の関係や経済関係、また、人と人との関係を含む包括的な戦略的關係として特徴付けられる。

2. 両国はこうした経済関係をさらに発展させるために緊密に協力してきた。日本の小泉純一郎総理大臣と豪州のジョン・ハワード首相との間で、2003年7月に署名された日豪貿易経済枠組みにもとづき、日豪両国の高級事務レベルが議長を務める合同協議委員会(JCC)が中心になって様々な作業が進められてきた。こうした作業の一環として、日豪間の物品、サービスの貿易及び投資の自由化の得失を検討するための共同研究を実施した。この共同研究の報告書は2005年4月に完成した。

3. 2005年4月、小泉総理大臣及びハワード首相は、上述の作業を土台にして、また、両首脳により認識された双方のセンシティブィーに配慮しつつ、自由貿易協定の実現可能性又はメリット・デメリットを含む日豪経済関係強化のため様々な方策についての共同研究を開始することに合意した。

4. こうして設置された研究会は合同協議委員会の監督下で研究を進め、その結論を合同協議委員会に報告し、これを受けた合同協議委員会が両国首脳に研究の結果を報告することされた。共同研究の付託事項及び研究会のメンバーはこの文書に添付される通りである。共同研究の付託事項に従って、民間を代表する人々が共同研究会合に招請され、意見を述べた。

5. 合同協議委員会及び研究会合は以下のとおり会合を開いてきた。

合同協議委員会会合	2005年9月15日	キャンベラ
第1回共同研究会合	2005年11月2日	東京
第2回共同研究会合	2006年2月9-10日	キャンベラ
第3回共同研究会合	2006年3月28-30日	東京
合同協議委員会会合	2006年3月30日	東京
第4回共同研究会合	2006年7月18-21日	キャンベラ
第5回共同研究会合	2006年9月20-22日	東京
合同協議委員会会合	2006年11月6-7日	キャンベラ

第2章：議論の概要

日豪の高度に補完的な関係

6. 研究会は、日豪経済が互いに高度に補完的であることに留意した。日豪間の包括的な戦略的関係の重要な一部である貿易経済関係から両国は多大な利益を得ている。研究会は、日豪が互いにそれぞれの経済発展に大きく貢献してきたことに留意した。

7. 日本は、オーストラリアにとって最大の貿易相手国であり、長年にわたって最大の輸出市場である。オーストラリアの対日輸出額は2005年に316億豪ドル（およそ2兆7000億円）に達した。これは前年より24%の増加であり、オーストラリアの対中輸出額と対米輸出額を合わせた額を上回っている。

8. オーストラリアは日本にとって12番目の輸出市場であり、7番目の貿易相手国であり、日本の対豪輸出額は2005年に1兆4000億円（およそ166億豪ドル）に達した。オーストラリアは、日本の自動車及び自動車部品の第2位の輸出先であり（2005年では85億豪ドル/7130億円）、他の多くの工業製品についても同国は重要な市場となっている。

9. オーストラリアは日本にとって世界で5番目の輸入相手国であり、オーストラリアから日本への輸入は日本経済に重要な役割を果たしている。オーストラリアは日本にとって世界で3番目に大きな鉱物及びエネルギーの供給国であり、日本のエネルギー供給に最も大きく貢献する国である。日本経済の活力にとって、オーストラリアからの鉱物及びエネルギーの安定供給は不可欠である。日本は、鉄鉱石及び石炭需要の半分以上、天然ガス需要の6分の1、そしてウラン需要の3分の1をオーストラリアに依存してきている。さらにオーストラリアは、日本にとって、亜鉛、ボーキサイト/アルミナ、鉛、珪素、チタン鉱物及びジルコンという6種類の主要鉱物の最大の供給国となっている。オーストラリアは数多くの鉱物及びエネルギーについて世界最大の確認埋蔵量を誇り、世界最大の資源供給国の一つであり、先進国では数少ないエネルギーの純輸出国である。同時に、鉱物及びエネルギーの大口の輸入国である日本は、オーストラリアに重要な市場を提供している。

10. オーストラリアが輸出している高品質かつ安全な食料も日本にとって重要なものであり、また、これらは日本の食品加工産業及び畜産業にとっても価値のある投入原料である。日本の食料自給率はカロリーベースで40パーセントという低さであり、この自給率を引き上げること、安定的かつ信頼できる食料輸入を確保すること、および農業の多面的機能を維持することは日本の重要な政策目標である。日本は、食料の供給元を多角化し、主要な食料輸出国と関係を維持することを通じて、安定的かつ信頼できる食料輸入を確保することを目指している。日本はその農産物輸入の31パーセントを米国に依存し、14パーセントをEU15か国に、12パーセントを中国に依存している。現在の国際貿易関係の下で、オーストラリアは日本にとって4番目に大きい農産物および食料の供給国であ

り、日本のこれらの輸入の10パーセントを供給している。日本は牛肉需要の半分、チーズ需要の3分の1、そして小麦及び砂糖の消費量のおよそ5分の1をオーストラリアに依存している。日本の農業者は、飼料用大麦の半分以上をオーストラリアから買っている。

11. オーストラリア側では、重要な工業製品を日本に依存しており、輸入乗用車の58%、輸入商用車の37%、そして輸入建設機材の27%を日本から輸入している。これらの工業製品は、鉱物及びエネルギー分野を含め、オーストラリアの力強い経済活動に貢献している。

12. サービスの貿易も両国間貿易の重要な要素である。日本は、オーストラリアにとって世界で3番目に大きなサービスの輸出市場であり、オーストラリアへの輸入サービスの5番目に大きな供給国となっている。2005年末時点において、オーストラリアは、日本にとって世界で13番目に大きなサービスの輸出市場であり、日本への輸入サービスの9番目に大きな供給国となっている。中でも観光及び旅行による収入は重要であり、これらは、対日・対豪いずれの方向についても、サービスの貿易において最も大きな割合を占めている。オーストラリアも日本も先進国であり、高度で競争力を備えたサービス産業を擁し、成熟した経済関係を有するため、この分野の貿易を拡大する余地は大きい。日本からオーストラリアへのサービス輸出が近年拡大し、そのかなりの割合が非観光分野であることは、こうした可能性を示唆している。

13. 日本はオーストラリアにとって世界で3番目に大きい外国投資家であり、2005年末時点のその投資残高は530億豪ドル(4兆5000億円)となっている。投資額のおよそ45%が直接投資、44%が資産運用目的の投資、そして10%がその他の投資に分類されている。日本からの投資は、オーストラリアの好調な輸出活動を支える多くの輸出産業の発展に決定的な役割を果たしている。日本の需要に対応するための日本から投資は、好循環を描く形で、オーストラリアの資源産業、特に鉄鉱石及び石炭産業の拡大に決定的な役割を果たしている。こうしたオーストラリアからの資源の輸出は、また、日本からオーストラリアを含む諸外国への対外輸出のエネルギーとなっている。また日本の投資は、競争力のある輸出志向のオーストラリア製造業の発展にも重要である。観光面では、日本の投資がオーストラリアの観光産業の成長に寄与し、この分野におけるオーストラリアの輸出収入のかなりの部分を日本の投資で建設したインフラが支えている。日豪両国における需要を満たすために、日本からオーストラリアの食料部門に相当な投資が行われてきた。

14. オーストラリアは日本にとって15番目に大きい外国投資の供給者であり、2005年末時点の対日投資残高は320億豪ドル(2兆7000億円)である。直接投資は残高総額の1%未満である。とはいえ、日本の経済改革や規制緩和による新たな投資機会に応える形で、オーストラリアの投資家も近年、日本に顕著な額の投資を行うようになってきた。新たな投資機会へのこうした反応の良さは、日豪という2つの先進国経済の統合に向けた可能性の実現に大きく寄与し得る。オーストラリアには大規模な運用ファンド資金があり、その規模は総額で世界第4位の大きさである。またオーストラリアには他の先進諸国への投

資国として優れた投資実績がある。例えば、オーストラリアは米国にとって世界第9位の大きさの外国直接投資の供給者である。オーストラリアの対日投資はなお拡大する余地がある。

15. 研究会は、日本及びオーストラリアが、競争促進的かつ、知的財産及び投資を強力に保護する効果的で透明性が高い規制制度を有すること、そして発展した開放市場経済であることに留意した。こうした分野でオーストラリアと日本は類似の制度を備え、また、協力してきた実績がある。こうしたことが、確実性と安定性をもたらし、高度に補完的な経済関係の成功のための重要な貢献となっており、また、そのような関係を今後さらに発展させるための優れた基盤となっている。

経済成長への貢献

16. 研究会は、両国政府が共同で行った経済モデル分析が、経済連携協定 / 自由貿易協定 (E P A / F T A) によって両国に重要な経済的利益をもたらすと結論付けたことに留意した^注。国内総生産、貿易および投資は、E P A / F T A の結果、日豪いずれの国でも増大すると予測された。また、これらの利益は、他の大部分の国とE P A / F T A から期待される利益よりも大きいことが予測された。マクロ経済上の利益は、実施した2種類の経済モデル分析で異なるものの、2020年にはオーストラリアの国内総生産は0.66乃至1.79%増加し、2020年には日本の国内総生産は0.03乃至0.13%増加することが予測された。20年間のオーストラリアの国内総生産への寄与額(正味現在価値)の推計値は下限でも390億豪ドル(およそ3兆3000億円)であり、これに対応する日本の推計値も270億豪ドル(およそ2兆3000億円)である。オーストラリアの消費者は20年間で190億豪ドル(およそ1兆6000億円)の利益を得る一方、日本の消費者も同じ期間に680億豪ドル(およそ5兆7000億円)の利益を得る。研究会は、これらのモデルが、貿易自由化によって、日本の農業の幾つかの分野を含め幾つかの分野において生産と雇用の減少を予測したことに留意した。

包括的な戦略的関係の構築

17. 研究会は、日豪両国の外務大臣が2006年3月に発出した共同ステートメント「包括的な戦略的関係の構築に向けて」に触れ、日豪関係の将来の発展に対する最高レベルの意志への両国政府のコミットメントに留意した。オーストラリアと日本は、東ティモール、アフガニスタン、イラクを含む地域的及び国際的な安全保障の改善のための協力、また、

*注 A P G-cubed モデルやG T A P / F T A P モデルを使ったこれらのモデル分析は、全ての分野における即時関税撤廃といった仮定に基づいている。経済モデルは予測の手段としては有用であるが、モデルという性格上、それらは現実の単純化であり、数多くの前提に基づいている。

不拡散、テロとの闘い、自然災害といった課題における協力を誇るべき業績を有している。また研究会は、日豪両国の経済パートナーシップを、戦略的関係の一部として発展させ、深化させるとの両国政府のコミットメントにも留意した。研究会は、EPA/FTAがこうした目標を達成する次のステップとして最適であると評価した。EPA/FTAは、両国経済の統合をさらに進めることにより、民主的な先進国である両国の結び付きをいっそう深め、包括的な戦略的関係を強化するものになる。

両国関係の可能性の現実化

18. 研究会は、両国が他の国々と、EPA/FTAを交渉するという政策を推進していることに留意した。オーストラリアは、ニュージーランド、シンガポール、米国及びタイと自由貿易協定を締結している。また同国は、中国、ASEAN、及びマレーシアとの自由貿易協定締結の交渉を続けている。日本は、シンガポール、メキシコ及びマレーシアと経済連携協定を締結しており、また最近、フィリピンとの経済連携協定に署名した。さらにタイ、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、ASEAN、韓国、チリ、インド、及びGCC（湾岸協力会議）諸国との交渉はそれぞれ様々な段階にある。

19. こうした背景に照らし、また2007年が歴史的な日本とオーストラリア間の通商協定署名50周年にあたることに留意し、研究会は、両国が次の50年間の経済貿易関係の土台を確立する上で、EPA/FTAが有益であるという点で意見が一致した。そうすることによって、日豪関係が他国との関係の進展と歩調を合わせるとともに、持続的に拡大し、その可能性を十分に実現し、両国の経済的福祉に寄与することを確保することとなる。

東アジアにおける共同体の形成

20. 研究会は、日本とオーストラリアが東アジアにおける共同体の形成に向けてコミットメントを共有していること、また両国政府が地域の制度を強化するために協力する決意を有していることに留意した。研究会は、質が高く、包括的な日豪EPA/FTAが東アジアにおける共同体の形成に積極的に寄与し、アジア地域の安定及び繁栄を促すことに資すると評価した。

物品の貿易

21. 研究会は、日本からオーストラリアに輸出される物品の70%以上、またオーストラリアから日本に輸入される物品のおよそ20%に関税がかけられていることに留意した。研究会はまた、2006年のオーストラリアの実行関税率の単純平均が3.5パーセントであり、日本のそれが7.1パーセントであることに留意した。

22. 研究会は、物品貿易を自由化するEPA/FTAから両国が相当な利益を得ると評価した。EPA/FTAは、第三国とのFTAから生じる差別的待遇を正すことを含め、両

国により多くの輸出機会を提供する。物品貿易を自由化する E P A / F T A は、両国の経済成長、貿易、投資、雇用を増大させる。E P A / F T A はまた、構造改革を促し、生産性を高める。消費者や、原材料として使用する企業にとっても、メリットがある。

23. 日本側はそのセンシティブティ - 、特に農林水産分野に関するセンシティブティ - 、さらに関税撤廃の潜在的な影響への懸念、及びこれまでの E P A におけるセンシティブ品目の取扱いについて詳細に説明した。日本側は更に、E P A / F T A を実現するためには、現在農業改革が実施されていることを踏まえ、交渉において、日本の農林水産品へのいかなる悪影響をも回避するよう交渉者が意を用いるべきであると指摘した。日本側は、さらに、数多くのセンシティブな農林水産品に関し、国内生産や需給を取り巻く状況及びこれら品目の関税撤廃による地域経済への深刻な影響について説明した。豪州側は、日本のセンシティブティ - 及びこれまでの日本の E P A におけるセンシティブ品目の取扱いについて、一層理解を深めたと表明した。研究会は、両国が他の諸国と締結した E P A / F T A でのセンシティブ品目の扱いを検討した上で、センシティブティ - を取扱う最良の方法は、柔軟かつ建設的なアプローチが求められる交渉を通してであることに合意した。

24. 研究会は、「段階的削減」のみならず「除外」及び「再協議」を含むすべての柔軟性の選択肢が、交渉において使い得るべきであることに合意した。研究会はまた、交渉が成功するためには、W T O 整合性を維持しつつ大きな柔軟性を発揮することが求められることにつき、合意した。

25. 研究会は、農林水産品の輸出を増加させることに対する日本の関心に留意し、E P A / F T A が、両国の農林水産品の輸出機会の増加によるものを含め、相互の利益を創出すべきであることに合意した。

26. 研究会は、税関手続に関する章と原産地規則に関する章を E P A / F T A に含めることが有益であるという点で合意した。こうした章を設けることは、E P A / F T A による貿易自由化の恩恵が十分に現実化されることを確保する助けになる。税関手続は、国境における効果的な取締りを確保しつつ、正当な貿易の流れを促進する上で重要な役割を果たす。また、第三国からの物品の迂回を防ぐために適切な原産地規則を設けるべきである一方、原産地規則が自由化された貿易の障害となるべきではない。研究会は、他の国々と締結している二国間協定における税関手続及び原産地規則について、日本とオーストラリアが一般的に類似のアプローチを採用している点に留意した。

27. 研究会は、非関税措置 (N T M) 及び貿易の技術的障害 (T B T) に対処する規定は、E P A / F T A において、物品貿易の自由化に対する両国のコミットメントを補完し、効果を与えるものとして、有益であるという点で合意した。このような規定は、透明性と確実性を備え、取引コストを最小限にするような制度と、現行の両国間協力を土台にした規制分野における一層緊密な協力を資する枠組みについて、両国政府をコミットさせることにより、貿易を促進することになる。

28. 研究会は、日本及びオーストラリアが他の国々と締結しているEPA/FTAにおいて、類似の方法でNTM及びTBTを取り上げている点に留意した。これらの協定では、WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」を再確認する規定を設け、地域的な枠組みにおける協力を奨励し、連絡窓口を設置し、貿易の技術的障害に関する課題を扱う小委員会を設置している。

29. 研究会は、衛生植物検疫（SPS）の重要性に関し合意し、オーストラリアと日本がSPSの課題に関して良い協力の実績を有することに留意し、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」と整合した科学に基づくアプローチの必要性を強調した。研究会は、SPSの課題に関する協力と情報交換を強化することが望ましいことに合意し、この目的のための適切な方法について議論した。研究会は、日本とオーストラリアがEPA/FTAの枠内を含め、相互に関心のある課題の解決に資するよう協力するための、最も適切なアプローチを特定することに合意した。

30. 研究会は、新技術がビジネス取引の処理時間と効率性を高め得ること、電子商取引を促進する措置は二国間の貿易を一層円滑化する上で重要な役割を果たし得ることに合意した。研究会は、日豪両政府がそれぞれの現行のEPA/FTAにおいて電子商取引に関する規定を含めており、両国の取り組み方は類似したものであることに留意した。研究会は、EPA/FTAにおいて電子商取引を扱うことが有益であるとの結論に達した。

31. 研究会は、ビジネス環境の改善、民間企業・団体間の協力の円滑化、研究開発協力の促進を目的とする他の諸々の貿易円滑化措置についても、EPA/FTA交渉の文脈で検討され得ることに合意した。

供給の安定確保（食料）

32. 研究会は、食料が両国の経済的、戦略的關係において重要な部分を成すものであり、これまで良好で安定的な両国の關係が存在してきたことによって、日本にとって安全で高い品質の食料の信頼できる供給という形で、又、オーストラリアにとって輸出機会という形で、両国に利益をもたらしてきたことに留意した。研究会はまた、日本の食料供給確保のための政策が、国内生産の維持・増進に、安定的で信頼できる輸入、そして備蓄を組み合わせることであることに留意した。EPA/FTAは、食料貿易の關係を強化することに寄与し、世界的に食料供給不足が生じた場合も含め、日本が食料安全保障の目的を実現することに資する。オーストラリアは、最も貴重な顧客に対する輸出機会の促進と、日本の食料供給のチェーンに一層統合されることから利益を得る。

33. 研究会は、包括的な二国間のEPA/FTAの一部として、食料供給に関する日本とオーストラリアの關係を強化し、安定性と信頼性を高める措置を検討することは、両国にとって有益であるとの結論に達した。それらの措置には以下が含まれ得る。

- i) 日本への農産品の輸出を禁止又は制限する措置の使用を禁止すること及び輸出税の禁止
- ii) 食料分野における双方向の投資を自由化し円滑化するための規定
- iii) 安全で高品質の食料輸出の確保に資する措置
- iv) 透明性の向上と協議の促進のための規定
- v) 食料分野に関する E P A / F T A の規定を見直すための規定

供給の安定確保（鉱物及びエネルギー）

34. 研究会は、鉱物及びエネルギー分野における双方向の貿易及び投資が、両国間の戦略的関係にとって決定的に重要な要素であり、両国がこのような貿易及び投資から多大な利益を得るという点について意見が一致した。研究会は、鉱物及びエネルギーに対する需要が世界的に増大していることに留意した。

35. 研究会は、日本が鉱物及びエネルギーの輸入に決定的に依存しており、日本にとってオーストラリアは、こうした資源を安定的に供給する最も重要で信頼できる国の一つであることに留意した。鉱物及びエネルギー供給の安定確保を高める E P A / F T A は、日本に大きな利益をもたらす。また、オーストラリアも、最大かつ最も信頼のおける輸出市場への、確実かつ継続的なアクセスから利益を得るとともに、オーストラリアの鉱物及びエネルギー分野に日本からの投資が増えることは、同分野の一層の発展に寄与し、豪州経済に恩恵をもたらす。

36. 研究会は、オーストラリアも日本も、これまでに他の国々と締結してきた E P A / F T A では鉱物及びエネルギーに関する章を特別に設けていないが、両国の E P A / F T A においてはこの問題は特別な注意に値することに留意した。

37. 研究会は、包括的な二国間 E P A / F T A の一部として、日本への鉱物及びエネルギーの供給の安定確保を高めるための規定を検討することができるとの結論に達した。資源分野における貿易及び投資が市場原理にもとづいて行われることの重要性や、現存の協議のメカニズムが有効であることに留意しつつ、研究会は、オーストラリアと日本が、以下のような約束を含む鉱物及びエネルギーに関する章を検討することができるとの結論に至った。

- (i) 市場の役割を強化する規定（例えば、輸出や輸入の制限を防止すること）
- (ii) 投資環境を改善する投資の自由化や保護に関する規定
- (iii) 鉱物及びエネルギー分野について、政策と規制の透明性を高める措置
- (iv) 鉱物及びエネルギー分野における問題について、経済界関係者の関与を得た協議メカニズムに関する規定
- (v) 鉱物及びエネルギー分野に適用される E P A / F T A の規定を見直すための規定

38. 研究会は、このような措置が、日本に対する重要資源の供給の安定確保や、オース

トラリアの経済成長に寄与することにより、両国に利益をもたらすとの点で意見が一致した。

投資

39. 研究会は、日本とオーストラリアの緊密な投資関係と、第三国における両国の投資の水準に留意した。各種のデータは、日本からオーストラリアへの投資とオーストラリアから日本への投資、特にオーストラリアから日本への海外直接投資が、現状において、あり得る水準よりも低いことを示している。投資を自由化し、円滑化するEPA/FTAは、双方向の投資をさらに促すことになる。これは海外から日本への直接投資を促進するという日本の目標にかない、またオーストラリアの経済成長にも一層寄与する。

40. 研究会は、両国が、両国間の投資から大きな利益を得ており、これが拡大することにより大きな利益が得られることに留意した。日本からオーストラリアの鉱物、エネルギー、食料及び観光分野への投資は、これらの産業分野の発展に大きく寄与した。オーストラリアの投資家も、近年、日本における新しい投資機会を利用するようになってきた。このような投資は、オーストラリアから日本への観光を拡大し、日本の地方の経済発展に寄与し、両国関係の緊密化に寄与する。

41. 研究会は、包括的なEPA/FTAの文脈において、両国間の投資を自由化し、円滑化し、保護する措置を検討することが有益であるとの結論に達した。このような措置により、両国は、経済成長、構造改革、また貿易及び投資機会の拡大といったEPA/FTAの経済的恩恵を十分に享受できるようになる。研究会は、豪州や日本が第三国と締結しているEPA/FTAのいくつかにおいて、国家対投資家の紛争解決に関する規定を設けている例があることに留意した。

サービス

42. 研究会は、日本とオーストラリアが先進国であり、サービス部門がそれぞれの国内総生産の70%を超えることから、EPA/FTAにおいて、サービス、企業関係者の移動、及び資格の承認を取り上げることが両国の利益になるという結論に達した。

43. 研究会は、サービス貿易の自由化及び円滑化、企業関係者の移動を促進するための措置、及び資格の承認を取り上げることが、オーストラリアや日本からサービスを輸出する事業者にとっての新たな機会を創り出すものと評価した。このような措置は、日本とオーストラリア間のサービス貿易を拡大し、両国の経済成長を促し、両国の構造改革を促す。

44. 研究会は、企業関係者の移動の促進、専門的な資格の承認、及びサービス貿易の拡大によって、双方向の投資と人と人との交流が拡大することに留意した。また投資の自由化も、サービス貿易の拡大と人と人との交流の拡大を促す。

45. 研究会は、日本とオーストラリアがWTOの場でサービス交渉に積極的に取り組んでいることや、他の国々と締結したEPA/FTAにおいてサービス貿易について野心的な約束をしていることに留意した。研究会は、両国間のEPA/FTAが、サービス貿易に関する一般協定(GATS)のもとで約束した水準を超えることが重要であるという結論に達した。サービス分野において、野心的でこのようなレベルの高い成果を生み出すことができれば、アジア太平洋地域の他の国々への強力なメッセージとなり、この地域で今後締結される可能性のある貿易・経済に関する協定の模範となる。

知的財産権

46. 研究会は、日本およびオーストラリアの経済界にとって、知的財産権を保護することが優先度の高い課題であるという点で合意した。研究会は、両国が知的財産権を高水準で保護していることに留意した。研究会はまた、特許申請手続きを速めるため特許制度を簡素化し調和することや、模倣品対策について現在行われている協議のような、オーストラリアと日本との間の知的財産に関する現在の協力に留意した。

47. 研究会は、知的財産権に関する約束をEPA/FTAに盛り込むことが、両国に重要な利益をもたらすという結論に達した。研究会は、知的財産に関する協力を強化する措置を含め、TRIPS協定の義務以上の約束を検討するべきであることにつき合意した。

競争政策

48. 研究会は、競争政策の分野において日本とオーストラリアが行ってきた協力と、両国が市場経済を支えるために競争原理を重視していることに留意した。また両国政府は、競争政策について、それぞれ類似のアプローチをとってきた。

49. 研究会は、両国間の協力強化が、それぞれの国の競争法の一層効果的な執行に重要な貢献をなすことに留意した。研究会は、EPA/FTAからの利益を充分実現することを確保するため、競争政策に関する章をEPA/FTAに盛り込むことが有益であるという結論に達した。それは、また、アジア太平洋地域の他の国々に一定の基準を示すことにもなる。

透明性

50. 研究会は、法令の透明性を確保することが、貿易及び投資を円滑化し、企業活動に予測可能性をもたらすための基本的な条件であることに留意した。研究会は、両国が第三国と締結しているEPA/FTAにおける透明性に関するアプローチが類似したものであることに留意した。

51. 研究会は、両国の法令及び規則の枠組みの透明性を高める措置をEPA/FTAに

盛り込むことが、両国の利益になるという結論に達した。

紛争解決

52. 研究会は、紛争解決に関する章が両国間で紛争が生じた場合に備え、明確で確実な手続を定めることに留意した。研究会は、紛争解決に関する章が、E P A / F T A の利益の実現を確保するとともに、協議を通じた紛争の解決を促すものであるべきという点について合意した。

53. 研究会は、紛争解決に関する章を E P A / F T A に含めることが利益になるという結論に達した。

政府調達

54. 研究会は、政府調達の規模が日本経済とオーストラリア経済の重要な部分を占めており、オーストラリアの国内総生産のおよそ 11 %、また、日本の国内総生産のおよそ 5.7% になることに留意した。研究会は、両国が第三国と締結している E P A / F T A において政府調達に関する章を設けていること、またオーストラリアが W T O の「政府調達に関する協定」の締約国ではなく、また締約国となる意図がないことに留意した。研究会は、政府調達に関連して、E P A / F T A が内国民待遇及び無差別に関する規定を含むことができることに留意した。

55. 研究会は、E P A / F T A において政府調達を取り上げること、及び、日本とオーストラリアが第三国と締結している E P A / F T A において規定しているような措置を検討することが有益であるという結論に達した。

第3章：分析及び結論

56．研究会は、包括的かつWTO整合的なEPA/FTAが日豪両国に大きな利益をもたらすとの結論に達した。研究会はまた、日豪双方にセンシティブティ - が存在すること、そしてEPA/FTAが実現可能になるためには、センシティブティ - が適切な方法で扱われ、また、バランスがとれた相互の利益が実現されることが必要であるとの結論に達した。

57．研究会は、包括的かつWTO整合的なEPA/FTAは、日豪双方に以下のような重要な利益をもたらすとの結論に達した。

EPA/FTAは、日豪関係の将来の発展に対する最高レベルの意志への両国政府のコミットメントに沿って、多くの共通の価値と関心を有する民主的な市場経済先進国であるオーストラリアと日本との戦略的関係を発展させ、深めていく。

2007年が歴史的な日豪通商協定署名の50周年に当たることに留意しつつ、日豪間のEPA/FTAは、次の50年に向けて二国間の経済貿易関係を大いに強化する。そのような基礎によって、二国間の経済関係がその可能性を十分に発揮し、両国の利益に多大な貢献をなしていくことが確保される。

日豪ともに他の国との特恵的な協定を積極的に追求している状況の下、両国間のEPA/FTAは、これら第三国との協定から生じる差別的待遇に対して手当することになる。

EPA/FTAは、市場原理に基づく地域の経済的統合を促し、東アジアにおける共同体の形成という両国共通の希望を実現するための重要なステップとなる。

EPA/FTAは、日豪の経済のより緊密な統合を促し、それによって、両国に大きな経済的利益をもたらす。物品やサービスの貿易及び投資の機会が拡大することを通じて経済成長、生産、国富、消費者の厚生が高まることがその利益に含まれる。高齢化社会という状況において、EPA/FTAは、両国において現在進行している経済改革を促進し、また生産性を高める。

EPA/FTAは、両国それぞれの経済のおよそ4分の3を占め、多くの人々を雇用するサービス分野において、企業関係者の移動の促進によることを含め、新たな機会を創り出す。

EPA/FTAは、日本のエネルギー供給に最も大きく貢献し、日本にとって三番目に大きな鉱物及び資源の供給国と、日本の関係を一層緊密なものにし、市場の役割を強化し、将来にわたって重要な鉱物及びエネルギーの信頼できる供給を確保するものとなる。EPA

A/F T Aは、また、日本の食料安全保障の目的を実現することに資する。

E P A / F T Aは、世界で二番目に大きい経済であり、オーストラリアにとって鉱物、エネルギー及び食料の最大の市場となっている国への促進された輸出機会を、オーストラリアに与える。E P A / F T Aは、日本からオーストラリアへのより多くの投資を促進し、それはオーストラリアを日本の市場により緊密に統合させる。

58. E P A / F T Aの重要な利益がある一方で、研究会は、他の二国間E P A / F T A交渉と同様に、日豪双方にセンシティブティ - が存在するとの結論に達した。特に、日本にとって農業は、特別にセンシティブな分野であることが認識され、研究会は、それぞれの国のE P A / F T Aにおいてセンシティブティ - が取り扱われた方法に留意した。センシティブティ - を取り扱う最良の方法は、相互に利益をもたらすパッケージの達成を目的とし、双方が柔軟かつ建設的なアプローチをとる交渉を通してである。交渉過程においては、固定的な交渉期限を定めずに、徹底し、かつ十分な協議を行うことが必要である。

59. 研究会は、双方のセンシティブティ - に配慮してE P A / F T Aを交渉することが可能との結論に達した。日豪E P A / F T A交渉が開始される場合には、その交渉は以下によるべきである。

交渉は、あらゆる品目と課題が取り上げられ、また、「段階的削減」のみならず「除外」及び「再協議」を含むすべての柔軟性の選択肢が用いられるものとして開始される。

E P A / F T Aは、包括的なものとする。交渉は、物品及びサービスの貿易、投資、資源及び食料の供給の安定確保、税関手続、原産地規則、非関税措置、貿易の技術的障害、衛生植物検疫の課題に関する協力、貿易円滑化、政府調達、知的財産、競争政策、透明性並びに紛争解決を含む。

E P A / F T Aは、W T O協定に整合的なものとし、可能なあらゆる場合に同協定以上の内容を目指す。

E P A / F T Aは、バランスのとれた成果を実現するため、一括受諾方式によって合意される。

(別添)

民間有識者の意見

(注：民間有識者とのセッションが「チャタムハウスルール」(発言者を特定せずに発言内容を記述)に従って行われた。)

会合において述べられた意見

(1) 次のような意見が述べられた。

-- 日豪自由貿易協定の内容は、日本がこれまでASEAN諸国と結んできたEPA/FTAとは異なる。日本への鉱物及びエネルギー資源の安定供給を確保し、食料安全保障を確保し、また、地域において経済連携協定の模範を確立するため、日本はオーストラリアとのEPA/FTAを推進すべきである。

-- 鉱物及びエネルギー資源及び食料の供給を長期的に確保するためのアイデアとして、少なくとも、緊急時に両国間で協議する規定や輸出制限を禁止する約束が考えられる。

-- 国内産業の保護政策は、消費者のコストの下、国民一般に負の影響を及ぼす。EPA/FTAを結ぶ場合には、一定の品目については特別な取扱いをする必要があるが、FTA/EPAは日本の農業にそれほど大きな影響を与えない。オーストラリア牛が日本の「和牛」に取って代わることはできない。

-- 日本とオーストラリアの間のEPA/FTAについては、この地域における国際分業という側面よりも、むしろ鉱物及びエネルギー資源及び食料の安定供給を確保するなど、二国間関係の側面の方が重要である。

(2) また、次のような意見も述べられた。

-- 日本は、食料の60%を海外からの輸入に依存している。特に、オーストラリアから輸入している農産物の半分以上が米、小麦、大麦、砂糖、乳製品、及び牛肉などのセンシティブな品目である。日本の農業はオーストラリアと比べて経営規模が極めて小さいため、これらのセンシティブな品目に対する関税を撤廃した場合には国内の農業に重大な影響が及ぶ。

-- 従って、日本は、他の国々との経済連携協定交渉において、これらのセンシティブな品目について例外的な措置をとってきている。これらのセンシティブな産品に対する関税の撤廃が含まれるのであれば、日本がオーストラリアと自由貿易協定を結ぶことはできない。オーストラリア側は、両国が自由貿易協定を結んでもオーストラリアから日本への農産物の輸入が5%しか増えないとする分析結果に言及しているが、これは日本の農業全体で

見た場合の効果である。穀物や乳製品などの特定品目への関税撤廃の効果は極めて大きなものになる。

--オーストラリアから日本へのこれらの農産物の輸入に対する関税が撤廃され、しかも他の国々が同様の扱いを求めてきた場合には、日本の農業と農業改革は耐えられない。従って、センシティブな農産物に対する関税を撤廃することは、容認できない。

(3) さらに次のような意見も述べられた。

-- 日本の経済界とオーストラリアの経済界との関係は強力であり安定しているが、このことが当然であるかのように考えられている。近年の国際情勢の変化を考慮すると、両国の関係をさらに強化していく必要がある。

-- 両国間の物品及びサービスの貿易、投資、政府調達市場へのアクセス、金融取引、通信、観光、及びその他の活動をいっそう促進することが可能であり、自由貿易協定はそのための重要なステップになる。自由貿易協定は、両国の経済関係の重要性をオーストラリアの経済界に再認識させる格好の機会になる。また、両国が自由貿易協定を結ぶことは、人の移動や投資を促し、エネルギー及び資源の信頼性のある供給源を確保するためにも効果的である。

-- 農業については、オーストラリアの農業部門の規模が日本よりもずっと小さいため、オーストラリアの農業部門が日本の農業部門を圧倒することは考えられない。日本とオーストラリアが共同で行った計量経済学的モデル分析の結果は、両国が自由貿易協定を結んだ場合に日本の農産物輸出が増加することを示している。両国間で自由貿易協定を結ぶことは、両国の利益になる。

(4) さらに次のような意見も述べられた。

-- 共同研究を本年末に完了し、EPA / FTAの交渉を2007年から開始すべきである。

-- 日本は、エネルギー供給を輸入に依存しており、オーストラリアは、エネルギーの重要かつ信頼のおける供給国である。オーストラリアと日本は協力関係を築いており、「不可分な関係」と形容する以外に表現する言葉がないような関係となっている。しかしながら、近年、天然資源を取り巻く環境が変化してきている。他の国々の需要が急速に拡大しており、これによって長年にわたってオーストラリアに投資してきた日本の経済界が不利になってはならない。

-- 日本の経済界は、新たな投資機会を求めており、日本とオーストラリアの間の自由貿易協定が投資や人の移動に対する制限的措置を取り除き、投資環境を改善するための措置を講ずるよう強く求める。そうすることは、この地域の経済統合にも寄与する。自由貿易協

定の締結が遅れた場合には、日本は競争上、不利な立場に置かれることになる。オーストラリアと米国との自由貿易協定が結ばれたため、すでに日本企業は米国企業よりも不利な立場に置かれている。

-- 両国は、包括的な自由貿易協定を目指すべきであるが、日本にとって自由化が困難な一定の農産物については柔軟な姿勢を示すべきである。

(5) さらに次のような意見も述べられた。

-- 農産物については、幾つかのセンシティブな問題が存在するが、国際社会の趨勢を考慮し、できる限り早期に両国の自由貿易協定交渉を実施する必要がある。センシティブな問題は、乗り越えることができる。

-- 自由貿易協定を結ぶことによって、高品質で安全な食料が妥当な価格で供給され、消費者の生活水準を高めることができる。食料安全保障と食の安全は、日本にとって非常に重要であり、オーストラリアは、その面で定評がある。食料の安定供給を確保するという観点から、両国がEPA/FTAを早急に締結することが重要である。

-- 農業部門の構造改革を進めるべきであるが、一部のセンシティブな農産物については、自由化の一定期間の停止や関税の段階的引き下げなどの方法により、柔軟な措置がとられるべきである。

-- 構造改革には痛みを伴う場合があり、技術革新及び農業の経営規模の拡大、またこれを促進するための政策が必要である。品質の良い食料の小売店への直接供給など、農家や農協の側でも既に取り組んでいる。関係者の技術革新への意欲や競争に対する危機意識は、海外の農産物に対して日本の農産物を差別化し、日本の農林水産部門の構造改革を実現するために必要な高付加価値を付けるための跳躍台になり得る。

(6) さらに次のような意見も述べられた。

-- オーストラリアは、日本からの自動車の第2位の輸出先である。オーストラリアは、既に、米国及びタイと自由貿易協定を結んでおり、このために、日本は、オーストラリアでの競争において、これらの国々よりも不利な立場に立たされている。オーストラリアの自動車市場は、世界的に見ても競争の激しい市場である。チリと韓国が自由貿易協定を結び、6%の関税が撤廃された結果、韓国からチリへの自動車輸出が大幅に伸びている。この事実からわかるように、5%の関税の撤廃は重要なメリットである。

-- 日本とオーストラリアが自由貿易協定を結ぶことによって、自動車部品の調達コストが軽減される。これは、オーストラリアで製造される自動車の3分の2が輸出されており、自動車の輸出は、オーストラリアにとって重要なものとなっていることから、現地の自

自動車会社にとって重要である。オーストラリアに展開している日本の自動車メーカーは、生産及び輸出を通じてオーストラリアの経済に貢献している。

-- 日本、ASEAN、及びオーストラリアにおける生産・販売・調達業務のネットワークは、生産拠点と研究開発拠点の最適な組み合わせを形成する。優秀な技術者がいるオーストラリアには、重要な研究開発の拠点が置かれる。

-- 日豪自由貿易協定について前向きな進展をみることを期待している。

(7) 水産業のセンシティブティーに関するペーパーが提出された。

別の会合において述べられた意見

- ・ 両国間の経済関係は高度に補完的である。両国は、このような関係からきわめて大きな利益を得ている。両国の関係は戦略的に重要である。
- ・ 豪日経済委員会及び日豪経済委員会による共同声明、また 2006 年に行われた第 4 回日豪会議の討議内容、さらに、経団連及び日本・東京商工会議所が後援したシンポジウムは、オーストラリアと日本の経済界が自由貿易協定を強力に支持していることを示した。
- ・ 自由貿易協定は、WTO 整合的で、物品、サービス、投資、及び企業関係者の移動、知的財産、競争政策、及び政府調達などの他の問題を取り上げる包括的なものであるべきである。自由貿易協定を結び、アジア太平洋地域における最先進国である両国間に共通の経済的空間、すなわちモノ・カネ・ヒト及びアイデアが自由に移動できるような空間を形成すべきである。
- ・ 自由貿易協定は、特に高齢化社会の文脈において両国の経済成長を促進し、日本及びオーストラリアの生活水準を向上させる。貿易及び海外直接投資が拡大し、両国の生産性が向上することによってこのような効果が得られる。
- ・ EPA / FTA を結ぶことによって、既存の自由貿易協定から生じている差別的待遇を是正できる。
- ・ 東アジア全域において都市化と生活水準の向上が進むことにより、資源及び食料をめぐる競争が激化すると予測される。
- ・ これからの資源が不足するとされる国際社会において、日本がオーストラリアと EPA / FTA を結ぶことは、日本が鉱物及びエネルギーの供給を確保する助けになる。両国が EPA / FTA を結ぶことによって、両国が築いてきた最良のものを強固なも

のとし、また、両国がこれから達成したいと希望していることを実現していくことができる。両国の戦略的な関係の重要性を考えれば、鉱物及びエネルギー部門が現状のままで止まっていることはできない。資源に対する関税は低い、EPA/FTAによって、日本からの鉱物及びエネルギー分野での投資を促すことができ、それは資源の日本への供給を確実にする手段となるとともに、資源探査や長期契約による恩恵を促す手段となる。

- ・ 二国間の自由貿易協定を結ぶことは、貿易の拡大及び資本参加の強化の両方を通じて食料供給を確保する手段になる。東アジア諸国の食料需要が拡大するにつれて、食料安全保障の重要性が高まりつつある。例えば、中国の国民全体では、穀物と野菜に食生活の重点が置かれているが、都市部において食生活が向上し、食事に占める乳製品、肉、及び果物の割合が増加している。こうしたことから、中国国民の所得水準の上昇に伴い、食料需要、特に乳製品、肉、及び果物に対する需要が増大すると予測される。
- ・ EPA/FTAを結ぶことによって、日本企業がオーストラリアに直接投資を行う条件が改善され、また、日本市場における嗜好等に合わせて農産物の輸出を行おうとする動機も高まることによるものを含め、日本の食料安全保障の目標を達成する助けになる。
- ・ EPA/FTAを結ぶことによって日本の農業部門の競争力と持続可能性が向上し、日本の農産物輸出が拡大し、2009年までに日本の農産物輸出を倍増させるという日本政府の目標の達成に寄与する。
- ・ オーストラリアは日本にとって高品質で安全な農産物の信頼できる供給国としてありつつけるが、両国がEPA/FTAを結んでも日本の農業部門はそれほど悪影響を受けない。日本の農業生産の規模は、オーストラリアの3倍であり、オーストラリアから日本への農産物輸入額は日本の農業生産額の6%に過ぎない。また、農業生産に適した土地や水が不足していることから、オーストラリアの農業生産力には限界がある。
- ・ 両国にセンシティブな問題が存在する。EPA/FTAにおいてこの問題を扱うためには柔軟性と創造性を発揮する必要がある。この問題を理由にして自由貿易協定の交渉を遅らせてはならない。
- ・ 日本の農業について、そのセンシティブ性が充分理解された。センシティブな品目に関する懸念に対処するため、柔軟なアプローチをとることが必要である。一方でEPA/FTAから農業分野全体を除外することは受け入れられないが、オーストラリアの生産者と輸出者は日本の農業を害することを全く望まない。EPA/FTAはそのようなことをせず、農業・食料分野における建設的な協力への道を開くことができる。
- ・ EPA/FTAを結ぶことによって、金融サービス、電気通信、専門職業によるサー

ビス、教育、観光、医療及び高齢者介護などの分野に新たなビジネスチャンスが生まれる。サービス部門は、オーストラリア経済及び日本経済の 70 %以上を占め、多くの国民がサービス産業で雇用されている。

- ・ 資本の流動性を高めることも、E P A / F T A の特に優先的な課題である。それは、両国に利益をもたらす経済成長の可能性を現実化させる鍵である。
- ・ E P A / F T A には、人々の目を両国関係に向けるという重要な効果がある。E P A / F T A は、日本が「ビジネスに門戸を開いている」ことをオーストラリアの企業に知らせ、その関心を再度日本に向けることができる。
- ・ 2つの先進国間の質の高い協定となる日本とオーストラリア間のE P A / F T A によって、アジア太平洋地域における統合プロセスにおいてリーダーシップを示すことができる。
- ・ 安定的で予測可能なビジネス環境を確保することは外国企業の活動にとって不可欠である。E P A / F T A は、鉱物エネルギー資源分野を含め将来にわたってそのような環境を確保することに資する。E P A / F T A はまた、エネルギー、資源および食料の安定的な貿易の流れを確保することに貢献する。
- ・ オーストラリアと日本は自由貿易協定を結ぶべきであり、これは優先課題である。

日豪経済関係強化のための共同研究
(自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む)
付託事項(仮訳)

1. 研究の目的

日豪の経済連携の更なる発展と深化を図るため、両国は2005年4月の首脳会談での合意に基づき、経済関係を強化する様々な方策について研究を行う。その中には、自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットも含まれる。

2. 研究の位置付け

研究の作業は合同協議委員会(JCC)の監督の下で行われる。研究会はその結論をJCCに報告する。JCCは研究の結果を両首脳に報告する。

3. 研究の期間

JCCによる別段の指示がない限り、研究は2005年4月から2年以内に完了する。

4. 研究の範囲

研究を行うにあたっては、いずれの国の立場も予断することなく、両国首脳により認識された双方のセンシティブリティに配慮しつつ、日豪貿易経済枠組みの下での成果を踏まえ、次に掲げる諸分野を含め、貿易及び経済関係のすべての側面について検討を行うこととする。

(1)(i) 包括的な経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)の実現可能性またはメリット・デメリット

- ・ 物品貿易(関税、非関税措置、税関手続、関連事項、原産地規則を含む)
- ・ サービス貿易、ビジネス関係者の移動及び資格承認
- ・ 投資
- ・ エネルギー及び鉱物資源
- ・ 政府調達
- ・ 知的財産権
- ・ 競争政策
- ・ 強制規格及び任意規格
- ・ その他貿易円滑化及び規制措置(例えば電子商取引及びペーパーレス貿易を含む。)
- ・ 紛争回避及び解決
- ・ 透明性
- ・ 供給の安定確保
- ・ その他の事項(例えば衛生植物検疫措置(SPS))

(ii) 上記各分野について、経済連携を強化するための他の可能な方策の実現可能性またはメリット・デメリット。

(2) その他の分野

研究会は、観光、経済利益に結びつく他の人的交流、企業家育成、研究開発協力及びその他の貿易円滑化・規制措置を含め経済関係強化に資する他の方途についても研究を行う。また、研究会は、バイオテクノロジー、再生エネルギー等あり得べき新たな協力分野についても情報交換を行う。

5. 構成

研究会は政府関係者のみによって構成される。研究会合の議長は日豪共同議長とする。日本側は、4省庁の代表が共同議長団を構成し、外務省の代表が調整役を務める。豪側は、外務貿易省が研究会会合の豪側共同議長を務めるとともに、調整役を務める。必要に応じ産業界や学界の有識者が意見を述べる機会を設ける。

6. スケジュール

研究会合は原則として、3ヶ月または4ヶ月ごとに日豪持ち回りで開催することとし、合意があればより頻繁に開催する。

本件研究は、豪州外務貿易省ジェフ・レイビー副次官及び日本外務省藪中三十二外務審議官が共同議長を務める日豪合同協議委員会により監督された。

共同研究参加者

豪州側

外務貿易省

ピーター・バクスター 北アジア担当第一次官補
ゲイル・ミルンズ 日豪F T A研究タスクフォース長(2006年2月より議長)
ポール・ロビリヤード 北東アジア担当次官補(2006年2月まで議長)
デビッド・ロー 日豪F T A研究タスクフォース事務官
ニコラス・ロジャース 日豪F T A研究タスクフォース事務官
スティーブ・シェファード 日豪F T A研究タスクフォース事務官
マイケル・マン 貿易・経済分析部門事務官
キャロリン・アトキンソン 貿易支援・アウトリーチ課事務官

在京豪州大使館

マレー・マクレーン 大使
アラン・マッキノン 公使
ペニー・リチャーズ 公使
ブルース・ペイン 公使参事官(経済担当)
ロン・フォスター 公使参事官(経済担当)
フィル・イングラム 公使(通商担当)
アリソン・エアリー 参事官(貿易・経済担当)
ロバート・ラッシュビー 参事官(税関担当)
マレー・エドワード 参事官(税関担当)
ビル・ウィザース 公使参事官(農業担当)
マレー・フェーン 参事官(工業・観光・資源担当)
クリス・ロック 参事官(鉱物・エネルギー担当)
アンドレ・メイン 参事官(農業担当)
パトリック・クレメン 参事官(教育・訓練担当)
マーク・ベルチェンバス 一等書記官(貿易・経済担当)
ユージン・オリム 一等書記官(貿易・経済担当)
ケイト・ウェスト 二等書記官(貿易・経済担当)
セーラ・ワード 副領事(入国管理担当)(在香港豪州総領事館)

法務省

クリストファー・リー 国際法律サービス（サービス及び資格承認）

ジャスティン・クラーク 著作権法課上級法務専門官

サム・アーリン 著作法課政策事務官

競争・消費者委員会

ニック・ヘイズ 国際調整課長

レニー・プレスコット 国際課課長補佐

税関

リチャード・ハント 国際課長

マシュー・バノン 評価・原産地・貿易課長

ダニエル・ヤノポウロス 国際企画・協力課課長補佐

スティーブ・クラーク 評価・原産地・貿易課

農業・漁業・林業省

クレイグ・バーンズ F T A 上級部長

ニコラ・ゴードン・スミス 二国間貿易部 本部長（北東アジア・欧州・中東担当）

トラビス・パワー 国際貿易部北東アジア課長

ビンセント・ハドソン 国際貿易課北東アジア課長

フェリシティー・モラン 貿易政策課政策事務官

ベン・ミッチェル 貿易政策課政策事務官

ケイト・ロビンソン 貿易政策課政策事務官

エマ・ブキャナン 日本・韓国・二国間貿易政策事務官

通信・情報技術・芸術省

イモージェン・コルチン 国際課上級政策専門官

教育・科学・訓練省

ブレット・パッティンソン 北アジア・貿易条約・A P E C 課課長補佐

ピーター・ディビス 北アジア・貿易条約・A P E C 課長

ジミー・ジャミール 北アジア・貿易条約・A P E C 課課長補佐

環境・遺産省

ニコール・パリー 国際課政策顧問

予算・行政省

マイク・ロンバウツ 貿易調整課チームリーダー
ジェフ・シトック 貿易調整課政策事務官
ピーター・バートレット 貿易調整課政策事務官

保健・高齢化省

ゲイル・アンダーソン 国際保健政策課長

移民・多文化問題省

ピーター・マックグラス 国際ビジネス関係課課長補佐
ルイス・アルバニス 国際ビジネス関係課政策事務官

産業・観光・資源省

ケン・ミレー 貿易・国際部長
ブライアン・フィリップス 貿易・国際局 基準・国際調整課長
アラン・レアード 資源局主要プロジェクト課長
ジェフ・リースミュラー 観光市場アクセスグループ国際観光課長
リチャード・エマーソン・エリオット 貿易・国際局 関税・貿易政策課長補佐
ニコラス・バーチ 資源局 主要プロジェクト課課長補佐
イベッテ・カルメン 貿易・国際局 関税・貿易政策課政策事務官

運輸・地域サービス省

レイチェル・デイビス 国際航空産業政策課

財務省

グレン・マックレー 市場グループ 競争・消費者政策課
イアン・ベケット 国際投資・コンプライアンス課課長補佐
マシュー・プロイニング 国際投資・コンプライアンス課
ダイアン・レイス 国際投資・コンプライアンス課

豪州知的財産庁

ジリアン・ジェンキンス 特許副長官
カレン・タン 国際政策課課長補佐

日本側

外務省

浅利秀樹 アジア大洋州局大洋州課長（共同議長／調整役）
大西善治 アジア大洋州局大洋州課長補佐
土田浩一 アジア大洋州局大洋州課事務官

財務省

貝塚正彰 大臣官房参事官（関税局担当）（共同議長。2006年7月まで）
菅家勝 大臣官房企画官（関税局担当）（共同議長。2006年8月から）
山口隆久 関税局参事官室（国際調査担当）上席調査官
浜田博晃 関税局参事官室（国際調査担当）鑑査専門官
佐藤幸子 関税局参事官室（国際調査担当）係員

農林水産省

原口和夫 大臣官房参事官（環境・国際）
玉井哲也 大臣官房参事官
鵜戸口昭彦 大臣官房国際部国際経済課国際交渉官（共同議長）
水野正義 大臣官房国際部国際経済課国際交渉官
齋藤雅子 大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム国際専門官
馬場善久 大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム国際専門官
中村裕一 大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム国際専門官
渡辺宏 大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム国際専門官
村井広大 大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム事務官
植村悌明 総合食料局食料企画課調査官
大谷浩司 総合食料局食料企画課係長
小川良介 消費・安全局国際基準課長
須藤猛 消費・安全局国際基準課係長
木下光明 消費・安全局植物防疫課課長補佐
熊谷法夫 消費・安全局動物衛生課課長補佐
林政益 消費・安全局動物衛生課課長補佐
塩谷和正 生産局生産政策室長
土居下充洋 生産局総務課生産政策室課長補佐
本田光広 生産局総務課生産政策室課長補佐
松島浩道 生産局特産振興課長
北川泰義 生産局特産振興課課長補佐
迫田潔 生産局牛乳乳製品課乳製品課調整官
林政彦 生産局牛乳乳製品課乳製品課課長補佐

牧元幸司 生産局食肉鶏卵課長
渡辺裕一郎 生産局食肉鶏卵課課長補佐
遠藤久 水産庁加工流通課貿易対策室長
香川謙二 水産庁加工流通課貿易対策室長
中塚周哉 水産庁加工流通課水産専門官

経済産業省

末広峰政 通商政策局アジア大洋州課企画官（共同議長）
久保田哲 通商政策局アジア大洋州課大洋州課長補佐

内閣府官房

井上俊剛 内閣官房郵政民営化推進室参事官補佐
中山亮 内閣官房郵政民営化推進室主査
安富稔晃 内閣官房郵政民営化推進室事務官
撰幸昌 内閣官房郵政民営化推進室主査

金融庁

長崎真美 総務企画局総務課国際室課長補佐

総務省

北神裕 総合通信基盤局国際部国際経済課課長補佐

国土交通省

小林浩史 国土交通省総合政策局国際建設経済室長
小森岳 国土交通省総合政策局国際建設経済室課長補佐
松尾隆 総合政策局国際交通政策室課長補佐
江尻健 総合政策局国際交通政策室係員

在豪日本国大使館

川真田一穂 公使参事官
和田純一 参事官
平野統三 参事官
川村謙一 一等書記官
片平聡 一等書記官
石原大 一等書記官
斉藤卓也 一等書記官
池田宜永 一等書記官
和田光彦 三等書記官

民間関係者の出席

ピーター・コリッシュ 豪州農業連合会会長

深津泰秀 豪州三井物産株式会社社長

岩武俊広 財団法人自動車工業界参与

木村福成 慶應義塾大学経済学部教授

小林啓晃 豪州新日鐵常務取締役

ティム・レスター 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所会長兼ロヴェルズ
(国際法律事務所) マネージング・パートナー

ヒュー・マッケイ ウェストパック銀行上級国際エコノミスト

ヒュー・モーガン 豪日経済委員会会長

ウォーウィック・スミス マッコリー銀行専務取締役

上島重二 三井物産株式会社顧問

渡邊紀征 株式会社西友取締役会議長・代表執行役

山田俊男 全国農業協同組合中央会専務理事